

木島平村最低制限価格制度実施要領取扱い

木島平村最低制限価格制度実施要領(平成 27 年木島平村訓令第8号)第3条の規定による算出方法及び額は、次のとおりとする。

建設工事等の最低制限価格

(1) 建設工事の最低制限価格は、予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の算出基礎となった次に掲げる額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の合算額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の9. 2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の9. 2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、予定価格に 10 分の7. 5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の7. 5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- ア 直接工事費の額に 10 分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に 10 分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に 10 分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に 10 分の5.5を乗じて得た額

(2) (1)の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、最低制限価格を予定価格に 10 分の7. 5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)から 10 分の9. 2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)までの範囲内の額とすることができる。

附 則

この取扱いは、平成 27 年6月 15 日以降に入札手続きを開始する請負契約から適用する。

附 則

この取扱いは、平成 31 年4月 1 日以降に入札手続きを開始する請負契約から適用する。

附 則

この取扱いは、令和元年 10 月 1 日以降に入札手続きを開始する請負契約から適用する。